

# 第8期中間決算公告

平成20年12月29日

東京都港区赤坂一丁目6番16号

株式会社東京スター銀行

代表執行役頭取 ロバート・エム・ベラーディ

## 中間貸借対照表

(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	65,684	預渡性預金	1,643,871
コールローン	124,244	外国為替債	2,200
買入金銭債権	37,377	その他負債	1
金銭の信託	3,549	社外未払法人税等	55,500
有価証券	320,027	その他の負債	42,775
貸出金	1,274,970	賞与引当金	87
外国為替	599	役員賞与引当金	42,688
その他資産	15,865	役員退職慰労引当金	551
有形固定資産	5,593	睡眠預金払戻損失引当金	198
無形固定資産	3,572	支払承諾見返	8
繰延税金資産	15,194	支払承諾	454
貸倒引当金	1,786	負債の部合計	1,786
	△20,856	(純資産の部)	
		資本金	21,000
		資本剰余金	19,000
		資本準備金	19,000
		利益剰余金	64,690
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	62,690
		繰越利益剰余金	62,690
		株主資本合計	104,690
		その他有価証券評価差額金	△3,867
		繰延ヘッジ損益	△559
		評価・換算差額等合計	△4,426
		純資産の部合計	100,263
資産の部合計	1,847,610	負債及び純資産の部合計	1,847,610

## 中間損益計算書

(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	37,012
資金運用収益	26,315
(うち貸出金利息)	(20,279)
(うち有価証券利息配当金)	(4,311)
役務取引等収益	7,020
その他業務収益	627
その他経常収益	3,048
経常費用	33,728
資金調達費用	6,803
(うち預金利息)	(6,310)
役務取引等費用	6,311
その他業務費用	123
営業経費	15,244
その他経常費用	5,246
経常利益	3,283
特別利益	117
特別損失	6,725
税引前中間純損失	3,324
法人税、住民税及び事業税	16
過年度法人税等戻入額	87
法人税等調整額	△1,243
中間純損失	2,009

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が863百万円増加、「繰延税金資産」が351百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が512百万円増加しております。

#### 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

#### 4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 5. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 8年～50年

その他： 2年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、第6期（平成18年度）まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、第6期末日において直接減額していた債権のうち、当中間期末において債権額から直接減額した金額は445百万円であります。

## （2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## （3）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## （4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末における要支給見込額を計上しております。

## （5）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

（追加情報）

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理してはりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報

告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日) が公表されたことに伴い、前事業年度の下期より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

なお、変更後の方法によった場合と比べ、前中間期の経常利益は 31 百万円、税引前中間純利益は 472 百万円多く計上されております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

11. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理

証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

また、これによる中間財務諸表への影響はありません。

## 表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 4,993百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,135百万円、延滞債権額は19,628百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は839百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,185百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,790百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,010百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、55百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,294百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 19,009百万円

担保資産に対応する債務

預金 844 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 30,091 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 2,471 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,855 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 57,764 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,499 百万円  
 11. 社債には、劣後特約付社債 15,500 百万円が含まれております。  
 12. 1株あたりの純資産額 143,233 円 90 銭  
 13. 単体自己資本比率（国内基準） 9.00%

（中間損益計算書関係）

1. その他経常収益には、買取債権回収益 739 百万円及び還付加算金等 1,825 百万円を含んでおります。  
 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 4,958 百万円を含んでおります。  
 3. 特別損失には、有価証券評価損 6,719 百万円を含んでおります。  
 4. 1株当たり中間純損失金額 2,871 円 25 銭

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業 年度末 株式数	当中間会 計期間増 加株式数	当中間会 計期間減 少株式数	当中間会 計期間末 株式数	摘要
自己株式					
全部取得条項付株式	—	700	700	—	注 1. 2. 3
普通株式	—	—	—	—	注 1
合計	—	700	700	—	

- (注) 1. 平成 20 年 8 月 1 日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに（表中の「全部取得条項付株式」、新たな普通株式を設けました。（表中の「普通株式」）
2. 平成 20 年 6 月 26 日付定時株主総会の決議により、平成 20 年 8 月 1 日全部取得条項付株式をすべて取得しております。
3. 平成 20 年 7 月 25 日付代表執行役頭取決定により、平成 20 年 8 月 1 日全部取得条項付株式をすべて消却しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）  
該当事項はありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）  
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	64	64	—
債 券	164,846	164,419	△427
国 債	150,239	150,289	49
地方債	602	602	0
社 債	14,004	13,527	△477
その他	78,483	72,389	△6,093
合計	243,393	236,872	△6,520

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、その時価が取得価額の 50%を下回り、著しく下落している銘柄につき、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間期における減損処理額は 3,363 百万円（うち、株式 165 百万円、その他 3,198 百万円）であります。



4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(平成20年9月30日現在)

内容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	4,993
その他有価証券	
非上場株式	512
非上場社債 (事業債)	77,026
その他の証券	622
買入金銭債権中の信託受益権	12,287

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	6,554	百万円
有価証券評価損	4,331	
有価証券評価差額金	2,653	
繰延ヘッジ損失	383	
賞与引当金	224	
その他	1,047	
繰延税金資産小計	15,194	
繰延税金資産合計	15,194	
繰延税金資産の純額	15,194	百万円

中間連結貸借対照表

(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	65,769	預金	1,638,348
コールローン	124,244	譲渡性預金	2,200
買入金銭債権	37,377	外国為替	1
金銭の信託	3,549	社債	55,500
有価証券	315,085	その他負債	43,090
貸出金	1,285,895	賞与引当金	563
外国為替	599	役員賞与引当金	198
その他資産	16,399	役員退職慰労引当金	8
有形固定資産	5,642	睡眠預金払戻損失引当金	454
無形固定資産	3,700	利息返還損失引当金	17
繰延税金資産	17,228	支払承諾	1,584
支払承諾見返	1,584	負債の部合計	1,741,968
貸倒引当金	△31,658	(純資産の部)	
		資本金	21,000
		資本剰余金	19,000
		利益剰余金	67,878
		株主資本合計	107,878
		その他有価証券評価差額金	△3,866
		繰延ヘッジ損益	△559
		評価・換算差額等合計	△4,426
		純資産の部合計	103,452
資産の部合計	1,845,420	負債及び純資産の部合計	1,845,420

## 中間連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成20年9月30まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	37,337
資 金 運 用 収 益	26,600
(うち貸出金利息)	( 20,564 )
(うち有価証券利息配当金)	( 4,311 )
役 務 取 引 等 収 益	7,069
そ の 他 業 務 収 益	628
そ の 他 経 常 収 益	3,038
経 常 費 用	32,122
資 金 調 達 費 用	6,802
(うち預金利息)	( 6,309 )
役 務 取 引 等 費 用	2,821
そ の 他 業 務 費 用	123
営 業 経 費	15,568
そ の 他 経 常 費 用	6,806
経 常 利 益	5,214
特 別 利 益	296
特 別 損 失	6,725
税金等調整前中間純損失	1,214
法人税、住民税及び事業税	504
法人税等調整額	△948
中 間 純 損 失	770

### 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等                      2社  
     会社名  
       株式会社TSBキャピタル  
       TSB債権管理回収株式会社
  - (2) 非連結の子会社及び子法人等  
     該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項  
     該当事項はありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項  
     連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。  
       9月末日                      2社

## 会計処理基準に関する事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が863百万円増加、「繰延税金資産」が351百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が512百万円増加しております。

### 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

### 4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 5. 減価償却の方法

#### （1）有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 8年～50年

その他： 2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### （2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。

### 6. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の

監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、平成18年連結会計年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、平成18年連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額した金額は2,249百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### 7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 8. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。

#### 10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(追加情報)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前連結会計年度の下期より、過去の

払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

なお、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は 31 百万円、税金等調整前中間純利益は 472 百万円多く計上されております。

#### 11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

#### 12. 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 13. リース取引の処理方法

当行及び国内の連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 14. 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

#### 15. 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

#### 16. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理

証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につ

いては、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

また、これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,512百万円、延滞債権額は25,572百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は839百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,185百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,109百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,010百万円であります。

6. ローン・パーティシパシオンで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、55百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,122百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 19,009百万円

担保資産に対応する債務

預金 844百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等30,091百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,508百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出

を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、139,848百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が56,756百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,624百万円
10. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。
11. 1株当たりの純資産額 147,788円68銭
12. 連結自己資本比率（国内基準） 9.29%

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常収益には、買取債権回収益739百万円及び還付加算金等1,825百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,342百万円及び貸出金償却1,089百万円を含んでおります。
3. その他の特別損失には、有価証券評価損6,719百万円を含んでおります。
4. 1株当たり中間純損失金額 1,101円37銭



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	直前連結 会計年度 末株式数	当中間連 結会計期 間増加株 式数	当中間連 結会計期 間減少株 式数	当中間連 結会計期 間末株式 数	摘要
発行済株式					
全部取得条項付株式	700	—	700	—	注 1, 2, 3
普通株式	—	700	—	700	注 1, 2, 4
合計	700	700	700	700	
自己株式					
全部取得条項付株式	—	700	700	—	注 1, 2, 3
普通株式	—	—	—	—	注1
合計	—	700	700	—	

(注) 1. 20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに(表中の「全部取得条項付株式」、新たな普通株式を設けました。(表中の「普通株式」)

2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得し、全部取得条項付株式1株と引換えに新たな普通株式0.00005株(計35株)を発行しております。

3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております

4. 平成20年7月29日付代表執行役頭取決定により、平成20年9月22日付で新たな普通株式1株を20,000株にする株式の分割を行っております。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当中間連結会計期間末(百万円)	摘要
			直前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権				—		—	(注)
連結子会社・子法人等(自己新予約権)	—				—		—	
合計					—		—	

(注) 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行したものであります。

## 3. 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 9月19日 取締役会	普通株式	5,740	8,200	—	平成20年 9月25日

(注) 基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金預け金勘定	65,769
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△6,749
現金及び現金同等物	59,019

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	64	64	—
債 券	164,846	164,419	△427
国 債	150,239	150,289	49
地方債	602	602	0
社 債	14,004	13,527	△477
その他	78,534	72,441	△6,092
合計	243,444	236,924	△6,519

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、その時価が取得価額の 50%を下回り、著しく下落している銘柄につき、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。当中間連結会計期間における減損処理額は 3,363 百万円 (うち、株式 165 百万円、その他 3,198 百万円) であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成 20 年 9 月 30 日現在)

内容	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	512
非上場社債 (事業債)	77,026
その他の証券	622
買入金銭債権中の信託受益権	12,287